

っていないが 615 施設（同 78.4%）であった。この開催頻度は、平均 1.5 回/年、最大 12 回/年、年 1 回が 74 施設（防災訓練を実施している施設のうち 61.2%）、年 2 回が 25 施設（同 20.7%）であった。

### C. 調査結果のまとめ

現在の段階での調査結果をまとめると以下のとおりである。

震災後の火葬場の稼働を妨げたのは、停電、設備の損傷、燃料不足であったと言える。ただし、全体的に停止期間が短く、直後 3 日間以内に約 98%の火葬場が稼働を再開した。

被災遺体の火葬を周辺地域の火葬場では、ほとんど断らず行った。火葬してもらう火葬場を探すのは、遺族や葬祭業者が 3/4 であり、県や市町村が介在したのは 1/4 程度であった。また、火葬手数料は、遺族から徴収せず、無料とし後日災害救助法で補填した施設が約 80%であった。

被災地の火葬場への人的支援はあまり多く行われなかった。その中で、火葬炉メーカーが被災地の自社納入施設に人的支援を実施していた。

火葬場での受入可能遺体数は、火葬炉 1 炉当たり 4 体以下が約 70%となり、災害時の切迫感があまり感じられなかった。また、火葬作業ができる職員数は、平均 3.2 人、4 人以下の施設が 60%以上であり、退職した職員を災害時に招集できたとしても、対応が長期になれば、人材不足となることは必然と思われる。

自家発電機を設置した火葬場は 50%以上あったが、その約半分が当面の火葬中遺体に対応した電力しか供給できない。自家発電機用燃料の備蓄が必要となるが、自家発電機用燃料と火葬用燃料が同じであれば、備蓄燃料が一種類となることを考慮した災害対策が考えられる。

災害時に火葬炉関連設備に損傷や不具合を生じた場合でも、近隣や地元を整備業者を確保していない施設が 3/4 に及ぶ。普段から火葬炉メーカーに依存している体質が現れており、今後改善していく必要がある。

火葬場間、火葬場と都道府県などの連絡会議はほとんど設けられておらず、設置を望む声があっても火葬場間での自然発生的な設置は難しく、都道府県が中心となった設置が必要である。また、葬祭業者等の出入り業者と火葬場との連携も難しく、災害時における善意の協力を期待するしかないのが実態である。

災害時を想定した危機管理マニュアルを作成しているのは 10%にも満たない。防災訓練を実施している施設も 15%程度である。火葬場のほとんどが市町村等の公共施設であることを考慮すると、委託業者や指定管理者に火葬場の運営をすべて任せるのではなく、行政の責務として考える姿勢が望まれる。

### 3. 東日本大震災被災県の埋火葬に関する聞き取り調査

#### A. 宮城県

##### (1) 震災に係る埋火葬の状況

- ① 県内では、死者 10,310 人、県外火葬 2,559 人（山形県 1,105 人、東京都 860 人、岩手県 399 人等）、仮埋葬 2,108 人であり、差引き 5,643 人が県内火葬となる。
- ② 燃料の残量・必要量を災害対策本部に伝えるため、まず 3 月 16 日に火葬場の状況を調査した。燃料の配分は災害対策本部が行った。発災直後の火葬場の状況把握、特に燃料の確保は、県の役割であるとの認識はあった。
- ③ 3 月 14 日、県知事が全国知事会に火葬支援緊急要望書を提出し、9 都道県から受入れの回答があった。
- ④ 火葬作業者の支援要請はしなかった。火葬作業者の不足はなかったと思う。人の支援を求めることは、宿や食料等を確保する必要がある。なお、炉メーカーは人の派遣を行った。
- ⑤ 東京での支援火葬は全て身元不明であった。遺族同伴がないのが条件であった。
- ⑥ 山形県での火葬は、身元判明遺体であり、遺族が付いて行った。葬祭業者が火葬場を手配したので、県の仲介はほとんどない。身元判明遺体の火葬は、葬祭業者が介在しないとうまくいかない。業者と県との関係づくりは重要である。
- ⑦ 身元不明遺体は県の介在で計画的に進められるが、身元判明遺体は遺族感情があり、簡単には進められない。

##### (2) 広域火葬計画、地域防災計画

- ① 地域防災計画の記載では、災害救助法が適用された場合の遺体の捜索、処理、収容、埋火葬は市町村が主体であり、県の関与が記載されていない。県の役割は調整程度と思われる。
- ② 広域火葬計画は、震災当時も現在も策定していない。必要性は認識している。火葬場が市町村あるいは一部事務組合の管理であり、県と火葬場がどのような関係であるべきかの整理が必要である。市町村との調整が必要である。
- ③ 過去の地震は死者が数十人で、通常の中で火葬ができた。どのような被害を想定し計画を策定するか、今現在検討中である。特に今回の震災では県単位での対応に無理があり、どのような範囲で考えるべきであろうか。東北 6 県主管課長会議でも議題に挙がった。

##### (3) 仮埋葬（土葬）

- ① 宮城県の仮埋葬は、3 市 3 町で、3 月 21 日（気仙沼市）～6 月 8 日（東松島市）の期間行われた。しかしその後、火葬場の機能回復が見られるようになったので、4 月 16 日（女川町）～11 月 19 日（気仙沼市）に遺体を掘り起し火葬を行った（改葬）。
- ② 穴を掘るのは建設業組合、遺体を納めるのが市町職員と自衛隊、掘り起しは葬祭業者という分担であった。掘り起しで間違いがないように市町職員が立ち会った。場所は市町が決めた（宮城県の場合、墓地許可権限は市町村に移譲済み）。掘り起し後は原状復帰した。
- ③ 数か月で改葬（火葬）したのは、あくまでも「仮」埋葬であったこと、お骨になって初めて葬儀の終結であるという住民感情があったためであろう。
- ④ 仮埋葬の話は市町から出た。発災直後、遺体数が予測できない、遺体が次々収容される、火葬場機能が回復しない、回復しても足りないという連鎖で土葬を考えた。墓埋法では土葬を禁止していると思っていたので、市町は県に許可を求めてきた。県は市町の判断に任せた。県では 3 月 17 日に土葬の手引書（奈良県から入手）を関係市町に配布した。

#### (4) 災害救助法、災害復旧事業

- ① 火葬場は保健衛生施設であり、保健衛生施設等の災害復旧事業として国の補助金があるので、県では状況を把握する必要があった。
- ② 災害救助法の適用は埋葬までであったが、厚労省と交渉して、仮埋葬後の改葬まで災害救助法の対象となった。棺が二つ必要となった（仮埋葬時と改葬時）。
- ③ 不足したものは、最初は棺、骨壺、納体袋であった。ドライアイス（初め国で手配、4月から県）、ブルーシート、祭壇、線香なども不足した。全葬連等の県内組織等に手配をお願いした。
- ④ 災害救助法は、基本が現物支給である。火葬料金は市町村が遺族から徴収しない、棺、骨壺等は市町村が供給する。災害救助法の精算業務を県が行うので、市町村は後日県に請求する。決まった期間中の火葬料金は、被災遺体と一般遺体の区別した市町村と区別しない市町村とがあるため、災害救助法での死者数が多くなる。災害救助法が適用されれば火葬料金を取らないとの取り決めがあったので、県から通知を出して火葬料金を取らないようにした。
- ⑤ 災害救助法は公衆衛生上緊急やむを得ない措置であるため、葬祭に係る経費（火葬に同行する経費、火葬後の経費、位牌等）については外れる。ただし、葬儀業者が一括で請求するため、話がややこしい。
- ⑥ 市町村や県は、災害救助法の事務処理が大変であった。

#### (5) 国への要望等

- ① 埋火葬の特例措置は適切であった。
- ② 災害救助法に関しても広く対応していただいた（改葬の部分適用するなど広めに対応してもらった）。
- ③ 国の作成による連絡窓口一覧は役に立った。
- ④ 広域の範囲をどの程度にするか判断が難しい、3月11日を経験して県単位ではだめと思った。東北六県での対応が必要、でも具体的にどのように進めていくべきか。結局、国の関与が必要ではないか。遺体の搬送、火葬の前段階、遺体の収容・安置、遺体の安置所と火葬場の間の手段をどう考えるか。

#### (6) 業者との連携等

- ① 葬祭業者との協定は平成21年9月に結んだ。その頃は宮城県沖地震がかなりの確率で起きると言われた時期であったことと、全葬連が全国的に同様の協定を結ぶように勧めたこともあった。
- ② 宮城県葬祭業協同組合、JA全農みやぎを紹介するので、話を聞いてほしい。JAは震災当時、協力関係になかったが、最近協定を結んだ。ただし、どちらとも震災以前には日常的な付き合いはなかった。

#### (7) その他

火葬に関する市町村や火葬場との連絡は、日常的に全くない。ただし、10年程度前まではあったと聞く。市町村、火葬場、業者等との日常的な繋がり（情報交換等）が必要と思われる。

## B. 岩手県

### (1) 震災に係る埋火葬の状況

- ① 震災の確認した死亡者数は、3月20日で2,600人、4月1日で3,400人、5月2日で4,300人であった。平成24年11月9日現在で4,671人である。なお、行方不明者は1,192人である。
- ② 県が調整して県内の他市町村で火葬した遺体は705体(3月18日～4月10日)で、千葉県内(千葉市、佐倉市)で207体(4月中に何回かに分けて30～40体ずつ)であった。千葉県で火葬したのは陸前高田市の身元不明の遺体である。ただし、県が関わっていない火葬については把握していない。
- ③ 千葉県への遺体搬送の際は、県と市の職員が同行した。搬送にはトラックを使用し、重ねられないので、平積みにした。
- ④ 発災直後は県庁内でも混乱し、担当課では救援物資の対応や水道の復旧に人員を割いたため、埋火葬について担当課で行わなかったため、記録がきちんと残っていない。状況が落ち着いた4月以降は担当課が行うようになった。

### (2) 広域火葬計画、地域防災計画

- ① 広域火葬計画は、震災当時なかったが、3月11日を経験して必要性を認識し、現在策定中である。今回の震災を考えれば、隣接県やもっと広域な範囲での協力体制の必要性を盛り込むことを検討している。今現在、詰めの段階であり、遅くとも年度内に作るつもりである。
- ② 地域防災計画では、県はあらかじめ広域火葬の体制を整備し、市町村から要請があった場合等に広域火葬に係る調整を行うこととしている。
- ③ 東北6県だけでなく新潟、北海道を入れて8道県での防災協定を結んでいるので、その中で埋火葬も入れることとしている。7月に東北6県の会議で広域火葬計画を作ると言っているのは岩手と宮城ぐらいで、他は防災協定の中で対応すればいいとの状況であった。被災した県と支援した県の温度差を感じた。
- ④ 広域火葬計画の中での県の役割は、市町村や一部事務組合が持つ火葬場の状況を把握すること、計画を作るので市町村に応援・協力をお願いしたいということであり、みんなを集めて説明する等は今のところ考えていない。計画策定の段階では市町村の意見をできるだけ盛り込みながら行う。
- ⑤ 県が施設を持っているわけではないので、あくまでも連絡・調整役となる。葬祭業組合や霊柩車協会との連携を取る役割である。
- ⑥ 昭和50年代に条例を作り、埋火葬の事務を全部市町村に下した。県としては特殊な事例があった場合に対応する程度であり、直接的に関わらない。
- ⑦ 火葬場に関することは市町村の地域防災計画に盛り込まれることであるが、県としては把握していない。
- ⑧ 県内の火葬場の連絡会議はない。廃棄物では県内ブロックごとに協議会等があるが、埋火葬に関するその類のものはない。
- ⑨ 今回の震災への被害想定が小さすぎた。過去に津波を何度か受けた県としては。現在策定中の防災計画、広域火葬計画では今回規模の被害を想定している。ただし、停電の日数、備蓄量等を定めるのではなく、地域の実情に応じた対応を求めている。

### (3) 仮埋葬(土葬)

仮埋葬は行わなかった。土地の確保は行ったが、実施直前で回避した。火葬機能の復旧も

あったが、元々岩手県では火葬がほとんどで土葬の件数はほとんどない。土地の確保は市町村が行った。県では広さ、場所等の相談を受けた程度である。

(4) 災害救助法、災害復旧事業

- ① 災害救助法に関する事務は県が行った。火葬調整をする中で燃料不足が顕著であったので、防災担当で確保していた燃料を火葬に回してもらった。
- ② 千葉県への遺体搬送料金は災害救助法の対象となった。
- ③ 火葬場の被害状況の把握は、電話が寸断されたため、発災直後は現地の状況の把握が難しく、沿岸を4ブロックに分けて県職員を現地に派遣し、火葬場、水道、し尿処理等を直接見て情報収集を図った。
- ④ 火葬場の被害は、災害復旧の対象にはなかったが、機能停止や致命的な被害に相当するものはなかった。災害復旧は、保健衛生施設として県がまとめて国に請求する。
- ⑤ 県内の火葬場は津波による被害がなかった。すべて高台にあった。地震での若干の被害はあったが、火葬機能に問題はなかった。ただし、震災直後は停電と燃料不足のため、稼働できなかった。

(5) 国への要望等

- ① 国はできるだけ早く方針を出してもらいたい。遺体の動き、書類の動き等のフローチャートがほしかった。
- ② 策定指針には国のスタンスが明らかでない。今回のような東日本全体に及ぶ大災害時には、国の関与を明らかにしてほしい。

(6) 業者との連携等

県と業者団体との関係は、平成13年に協定を結んだが、日頃の付き合いはなかった。

## C. 福島県

福島県は文書回答であった。

### 1 広域火葬計画の策定状況

(1) 東日本大震災当時には策定していなかったが、現状は？

回答) 検討中である。

(2) 地域防災計画との関係は？

回答) 地域防災計画における埋葬・火葬、遺体処理に関する具体的な業務として、広域火葬計画を策定する必要がある。

(3) 現在策定していない場合、今後の策定予定は？

回答) 現在、福島県地域防災計画を見直し中であり、「広域火葬計画」の追加について検討中である。

### 2 東日本大震災後

(1) 震災による被災状況、死亡者数、火葬数（区域内、区域外）、埋葬数

回答) ・被災状況 別紙のとおり

・死亡者数 2,989件 (H24.11.21現在 福島県災害対策本部調べ)

・火葬数(区域内、区域外)・・・把握していない

(2) 震災による火葬場の被害状況（火葬機能、建物）

特に、停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保など

回答) ・被害状況（火葬機能、建物）・・・別紙のとおり

・停電、燃料不足、遺体搬送、火葬従事者の確保・・・詳細は把握していない

(3) 火葬機能の支援要請：他都道府県に対し火葬支援要請、火葬要員派遣要請をいたしましたか？

回答) 該当なし。

(4) 火葬機能の支援：他都道府県から火葬受付、火葬要員派遣依頼を受けましたか？

回答) 該当なし。

(5) 震災直後からの遺体の埋火葬に関する情報収集について（国、市町村、火葬場、民間事業者などとの連絡）

回答) 国、市町村、火葬場、民間委託業者、隣接県からの情報収集、協力依頼等に務めた。

(6) 遺体の埋火葬に関して国の施策に求めることがありますか？

回答) ・ 県外都道府県への火葬場利用・遺体の搬送に係る調整及び災害救助法に基づく費用負担の取り扱いに関する要綱等の作成  
・ 震災に伴う原発事故に伴い県外へ避難し、亡くなった場合の上記の取り扱い

### 3 大規模災害に備えた対策について

(1) 広域火葬計画をどのように機能させることが必要ですか？

回答) 県内の地域に災害が発生した場合、関係法令、地域防災計画及び広域火葬計画に基づき国、県、市町村及び防災関係機関等が協力・連携し、広域火葬を迅速かつ効率的に行い公衆衛生の維持向上を図る。

(2) 都道府県を超えた枠組みを考えた場合の問題点など

回答) 火葬場の利用調整、遺体搬送の調整、災害救助法適用の有無及び費用負担の取扱い

(3) 遺体の埋火葬について、東日本大震災を経験して、今行うべき対策とは？

回答) 地震、津波のみでなく原子力災害に対応した遺体安置所及び処理、埋火葬の在り方の検討

(4) 対策実施に向けて、国の支援が必要ですか？

回答) 人的支援や国の調整機能

## D. 岩手県葬祭業協同組合

### (1) 発災直後

- ① 3月14日から毎日県庁に行って支援を申し出たが、3日後に支援を受け入れることとなった。
- ② 駅前のホテルに本部を設けた。
- ③ 北海道等県外から支援が来た。3月18～25日まで支援を受け車両402台で256体運んだ。
- ④ この間の対応で県の態度が変わった。
- ⑤ 県内業者で3月26日～4月10日の16日間対応した。効率を上げるために、FAXで連絡、トラックで遺体搬送等考えた。車両253台で406体運んだ、最大1台で5体であった。
- ⑥ ガソリンは緊急車両指定で入れてもらった。
- ⑦ 幌付きの普通のトラックで、棺は平置きとした。重ねる場合は台が必要である。棺を直接重ねると滑る。
- ⑧ 物の流通基地は仙台市にある。発災直後から宮城県と福島県の業者が確保したから、物が無い状況となった。
- ⑨ 電気とガソリンで困った。

### (2) 仮埋葬の打診

- ① 県から土葬したい旨、話があった。
- ② 墓標を揃えたが、土葬は適切でない認識していた。後で掘り起こして火葬することを誰がやるのかが問題であった。絶対にやるべきでないと主張した。県は土葬をやろうとした。

### (3) 県との取引

- ① 県庁では県民くらしの安全課としか取引していない。
- ② 県警などから棺、納体袋、骨箱、いろいろな注文があったが、ボランティアではできない。精算する必要がある。最小限度の費用は出してもらいたい。
- ③ 要した経費は、まとめて組合から県に請求し受け取り、住民からは受け取っていない。料金の統一も図った。

### (4) 千葉での火葬

- ① 4月に入り、身元不明遺体の千葉までの搬送の話が来たが、断った。
- ② 日通に頼んだらどうかと言った。日通は消極的であったが、少し幅広の4トントラック、カバー付きを2台用意した。
- ③ 横にして10体並べ、棚を作ってもう10体、合計20体を積んだ。
- ④ 3日行程であった。現地に行き遺体を確認して積み、夕方に出発し明け方千葉に到着、千葉の火葬場の時間外まで待って火葬、泊まって、翌日帰ってくるという行程であった。
- ⑤ 日通は、遺体からの水分で漏れて困ったと聞いた。県は買い取る条件でその車2台を繰り返し使い対応した。
- ⑥ 納体袋はチャックから漏れる。
- ⑦ 火葬場の手配は県がやった。葬儀業者にはできない。

### (5) その他

- ① 霊柩車以外に遺体を乗せた場合、霊柩運送法に違反する。特例で県が国に認めさせた。葬儀業者が持っているトラックは、祭壇等を運ぶトラックで、遺体を乗せてはいけない。



- ② 幸いだったのは、岩手県が広いこと。もう一度同じようなことが起きても、県内ならさまざまな対応ができる。

## E. 宮城県葬祭業協同組合

### (1) 発災直後

- ① 15年前に仙台市と組合が防災協定を結び、関係者すべてが参加して、毎年災害時を想定した訓練を行ってきた。
- ② 3月11日夜7時に仙台市と組合が会い、翌朝6時に市と組合の連携がスタート。組合は午前10時に全社集まって対応を協議した。
- ③ 毎年の訓練、そして発災直後の仙台市と組合の連携の場に、火葬場はいなかった。

### (2) 組合と県・市との協定

- ① 関連業者の連携は、仙台圏にはあったが、県全域にはなかった。
- ② 仙台市との防災協定が違うのは、物品供給のみではなく、葬儀会館で遺体を預かることである。自分の商売をストップしても全部預かった。仙台市は安置所を作らなかった。グランディ21は遺体安置所ではなく検案所である。
- ③ 組合と県との協定は震災2年前が初めてであった。それ以降全葬連の各支部が各県と協定を結ぶこととなった。しかしこれらは物品供給に関する協定であり、これでは役に立たない。
- ④ これから県との防災協定の見直しに入る。火葬場の問題については、拠点となるべき仙台市に改善を求めていく。
- ⑤ 県が主体となって、業者、関連業者、火葬場のネットワークを作ることが絶対必要である。行政が中心になって調整、振り分けしなければならない、我々民間ではできない。
- ⑥ 今回我々は震災の復興計画書を作った。葬祭会館が連携し、地域に対して対応する関係の新構築を申請している。しかしこれには火葬場の広域連携も必要となる。他県の火葬場に行ったときに、地元優先なので、待っていなければならない。

### (3) 仮埋葬について

- ① 掘り起し(改葬)は都知事が来て、東京で1,000体程度火葬できるとわかってから始まった。例えば石巻市では800体が仮埋葬されたが、地元の火葬場では昼間は一般火葬と被災者火葬、そして掘り起しを夜7時から行う。1日に3体しかできないので、800体を改葬するにはいつまでかかるだろうか。
- ② 3月14日に、火葬対応能力を超える身元不明遺体数が見込まれたことから、仙台市では土葬を検討した。3月20日に市長が土葬を行う旨を表明し、葛岡墓園内に土葬用地を整備した。

### (4) 物品の調達

- ① 我々は自力で棺1万本の用意を開始した。道路が壊れていても自分たちで行けるところまで行く。組み立てて保管する。ボランティアをすべて受け入れて行った。岩手県の場合はこのシステムが構築されていなかったと思う。
- ② 組合への注文は、行政ではなく、警察、自衛隊、消防、地区住民から来た。納体袋がない、線香がない、花がない、そういう電話がたくさん入ってくる。交通整理、情報整理が必要であった。
- ③ 備蓄はできるだけ必要であるが、場所も必要となる。また、適度に回転(消費)しなければならない。どれだけが適正かはわからない。
- ④ 初めの2千体まではよかったが、それ以降は納体袋に納めないといけなかった。

(5) 県外での火葬

- ① 県に 300km 圏の火葬場情報を要求したが、県はその日の情報をその日に渡してくる。これでは対応できない。だから自分たちの力で全部情報網を使った。
- ② 陸運局では、青ナンバーでなくても、緊急事態だからと言って許可を出してくれた。
- ③ 岩手県の水沢火葬場にトラックに積んで行った。遺体の尊厳はない。遺族は着の身着のまま。しかし、仙台市の火葬場には、特別な遺体を除き、1 体ずつ運ばなければならない。非常時だから 1 車 1 体でなくてもよいと思うが。
- ④ トラックを改造する、1 台に 2 つ遺体を積めるように。4 つは積めない。東京へ運んだのは蜂の巣のような構造であった、運送屋が考えたものだ。名取市の遺体は我々が運んだ。
- ⑤ 東京火葬以外は、個人の努力、業者・遺族の情報網で対応し、行政の情報網ではなかった。名取市は、山形県米沢市と姉妹都市であり、すぐ受け入れてもらった。運んで断られた場合も多くあった。だから、先方から業者を呼んで対応してもらおう。予約システムが問題となる。非常時ということが分かっていない。

(6) その他

- ① 名取市の火葬場は、民間委託の職員が、破壊された火葬場でありながら 24 時間対応した。遺族は、待合室が壊れたので、がれきの中だけど、バスの中で待った。大崎市の火葬場では、職員が辞めさせてくださいと辞表を出すほど火葬した。
- ② 火葬場の絶対数が足りないと思う。グランディ 21 に 2 千 3 千という火葬を待つ遺体がある。長い人は 3 週間や 1 ヶ月待ちであった。
- ③ 火葬場職員も我々葬祭業者も、遺体が震災の遺体なのか、病気で病院にいたのか、伝染病はないのか、こういうことを聞かないといけない。ゴム手袋をして遺族の前で仕事ができない。しかし、遺体に関する情報が少なすぎる。

F. 被災県内火葬場対象「東日本大震災後の火葬実施状況に関する調査」

岩手県、宮城県、福島県の主要な火葬場 28 施設についてヒヤリング調査を行った。ヒヤリング対象施設は表-5 のとおりである。

表-5 ヒヤリング調査対象施設一覧（調査日順に記載）

火葬場名称	都道府県	主管課等	火葬場		竣工年	火葬炉数	式場数	炉メカ	管理形態	調査日
			住所	電話						
仙台市葛岡斎場	宮城県	仙台市生活衛生課	仙台市青葉区郷六字葛岡10	022-226-2141	2002	20		太陽	指定管理	H24. 11. 19
名取市斎場	宮城県	名取市クリーン対策課	名取市小塚原字新鍋島159-2	022-385-1431	1995	4		宮本	委託	H24. 11. 20
あぶくま斎苑	宮城県	仙南地域広域行政事務組合業務課	伊具郡丸森町舘矢間松掛字上63-1	0224-72-6696	1998	4		名古屋博	委託	H24. 11. 20
くりはら斎苑	宮城県	栗原市環境課	栗原市築館字荒田沢41	0228-22-4121	2001	4		宮本	指定管理	H24. 11. 21
大崎広域古川斎場	宮城県	大崎地域広域行政事務組合業務課	大崎市古川小野字新田45-1	0229-28-2811	1983	4		富士	直営	H24. 11. 21
釣山斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市字釣山30-1	0191-21-2159	1995	5		名古屋博	委託	H24. 11. 26
千厩斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市千厩町千厩字東小田334-2	0191-52-2426	1991	4		富士	委託	H24. 11. 26
石巻市石巻斎場	宮城県	石巻市環境課	石巻市南境字大衡山43	0225-96-4850	1990	5		富士	直営	H24. 11. 27
しみず斎園	岩手県	北上地区広域行政組合事務局	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725	1989	5		炉研	委託	H24. 11. 28
胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢区佐倉河字東鍛冶屋44	0197-51-3900	2003	5		富士	委託	H24. 11. 28
登米市斎場	宮城県	登米市環境課	登米市迫町佐沼字沼向62	0220-22-4040	2009	4	1	富士	指定管理	H24. 11. 29
気仙沼市斎場	宮城県	気仙沼市環境課	気仙沼市大峠山1-27	0226-22-6824	1979	3		炉研	直営	H24. 12. 11
南さんりく斎苑	宮城県	南三陸町環境対策課	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛14-1	0226-46-2605	2007	2		宮本	指定管理	H24. 12. 11
塩竈斎場	宮城県	塩竈地区環境組合	塩竈市袖野田町25-1	022-364-8916	1994	6		炉研	直営	H24. 12. 12
東松島市火葬場	宮城県	東松島市環境課	東松島市大塩字寺沢34-2	0225-82-6959	1979	2		富士	直営	H24. 12. 13
みやこ斎苑	岩手県	宮古市総合窓口課	宮古市千徳14-71-4	0193-64-2225	2007	4		宮本	指定管理	H24. 12. 20
釜石斎場	岩手県	釜石市市民課	釜石市大字平田第3地割60-3	0193-26-7111	1997	3		宮本	委託	H24. 12. 20
おおふなと斎苑	岩手県	大船渡市市民生活環境課	大船渡市立根町猫足83	0192-27-6849	1999	3		宮本	指定管理	H24. 12. 21
陸前高田斎苑	岩手県	陸前高田市市民環境課	陸前高田市高田町字太田87	0192-55-3579	1995	2		宮本	委託	H24. 12. 21
原町斎場	福島県	南相馬市環境衛生課斎場	南相馬市原町区上北高平字東高松30	0244-23-3530	1984	4	1	宮本	指定管理	H25. 2. 12
相馬方部衛生組合一里壇斎苑	福島県	相馬方部衛生組合総務課	相馬市赤木字一里壇271	0244-35-5000	1996	3		宮本	直営	H25. 2. 13
会津若松市斎場	福島県	会津若松市市民課	会津若松市門田町大字黒岩字石高甲807	0242-27-5967	1989	6		宮本	直営	H25. 2. 20
郡山市東山悠苑	福島県	郡山市生活環境課	郡山市田村町小川字石淵130	024-955-4277	1991	10		名古屋博	委託	H25. 2. 21
須賀川地方保健環境組合斎場	福島県	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター	須賀川市八幡山239	0248-75-3358	1983	3		名古屋博	委託	H25. 2. 21
福島市斎場	福島県	福島市環境課	福島市渡利字仏根50-1	024-522-7463	1980	6		富士	直営	H25. 2. 22
白河斎場	福島県	白河市生活環境課	白河市字藤沢山14	0248-22-1909	1991	4		宮本	直営	H25. 2. 6
いわき市いわき清苑	福島県	いわき市市民生活課	いわき市平菅波字菅波入186-1	0246-24-4500	2008	9		宮本	指定管理	H25. 2. 7
あだたら聖苑	福島県	安達地方広域行政組合	二本松市永田3-123	0243-62-3414	1999	5		名古屋博	直営	H25. 2. 8

## F-1 ヒヤリング内容のまとめ

### (1) 発災直後

- ① 当日3月11日は友引日であったため、比較的に入葬が少なかった。また、友引日を休業日としている入葬場が多く、対象28施設のうち16施設が休業日であった。さらに、地震発生時の午後3時前後はほぼ入葬が終了していた。
- ② 地震、津波による入葬場の被害は、宮城県名取市斎場が最も大きく、海岸から500mの平地にあったため津波の直撃を受けた。また、福島県須賀川地方保健環境組合斎場では入葬炉のアンカーボルトが破損し、炉自体が動いた。しかし、これらの施設は2週間後には入葬ができる状況になっている。
- ③ 他の施設は、建物の損傷、敷地内の土砂崩れ等があったが、機能停止に至る被害はなかった。なお、岩手県陸前高田市のように、津波被害を受けなかった公共施設が少なく、入葬場を避難所として使用した例もあった。

### (2) 停電と燃料不足

- ① 直後に入葬場の機能回復を阻害したのは停電、燃料不足（灯油が多い）であり、ほとんど稼働しなかった。新しい入葬場には自家発電機（燃料は軽油が多い）が装備されているが、その能力は停電時に入葬炉内にある遺体の入葬が終われる程度の大きさしかない。
- ② 津波被災地の入葬場はもちろん、内陸部の入葬場であっても、停電、燃料不足のため、数日の稼働停止を余儀なくされた。
- ③ 遺体を入葬場に搬入する手段に困った。葬祭業者が被災した場合には遺体搬送車両が確保できない。車両があっても燃料がない。
- ④ 燃料は、各県災害対策本部、自衛隊、地元業者等の優先的配分により、徐々に確保できた。また、友引日前日に地下タンク等に燃料を購入していた入葬場もあった。搬送車等の燃料は、車両を緊急車両に指定することで優先的に配分を受け、通行も優先的となった。
- ⑤ 停電は徐々に復旧する。石巻斎場のように東北電力の電源車が常駐した例もある。普段から入葬場にある非常用発電機では多くの入葬ができないため、急きよ、大きめの発電機をレンタルした例もあった。

### (3) 支援入葬

- ① 津波被災地では、地元入葬場が多数の遺体に対応できないため、内陸部入葬場への圏外支援入葬を行った。圏外入葬場を確保する方法は、県が市町村に提供する情報によるもの、市町村同士で交渉したもの、葬祭業者の情報網で見つけたもの、遺族が自力で探したもの等、いろいろな形であった。
- ② 身元判明遺体は、多くの場合、遺族が入葬に立ち会う。搬送は1車1体であり、付添い用車両も必要であった。遺族感情に配慮したものであるが、非常時には葬祭の簡素化を検討する必要がある。
- ③ 身元不明遺体は、収容した市町村が対応し、搬送、立会いを市町村職員が行った。この場合の搬送は、トラック等に複数体載せた。遺族がいなかったため、混乱はなかった。特に、東京や千葉では、遺族の立会いがない入葬を受け入れ条件としていたようである。
- ④ 宮城県は支援入葬のデータを整理している。岩手県、福島県は、県が介在した支援は把握しているが、県を通さない入葬のデータが分かっていない。
- ⑤ 支援で遺体を受ける入葬場には一般入葬もある。被災遺体入葬について時間外に特別枠を設けて対応した例が多い。被害の全貌が明らかでないため、受ける側もいつまで続くか不安があり、入葬炉等の無理使いを避け、設備の保全を重視している。また、津波遺体は

水を含んでいるため、台車や関連機器が傷み、不具合への不安も大きかった。

- ⑥ ヒヤリング対象とした火葬場では、津波被災地でも内陸部でも火葬場職員が精一杯の対応をしたと感じた。ただ残念なのは、正確な情報が流れていなかったために、誤解を生じ、必要以上に津波被災地の激しい不満となった。

#### (4) 仮埋葬（土葬）

- ① 宮城県の津波被災地では、発災直後、多くの死者数（例えば、石巻市では1万人）を想定したため、日々の収容遺体だけでも火葬能力を超えるが、まだ収容されない想定遺体数に大きな不安を感じ始め、仮埋葬（土葬）を検討する。
- ② 結果であるが、宮城県1万人余、岩手県4千7百人弱、福島県3千人弱という被災者の違いにより、宮城県で仮埋葬が行われ、岩手県、福島県では行われなかったとも考えられる。
- ③ ほとんどの火葬場での異常な事態は3～4月であった。一部には4月中旬頃から火葬場での受付枠に空きが見られるようになり、いったん仮埋葬した遺体を掘り起し改葬（火葬）することを遺族に提案する葬祭業者が現れた。一つ掘り起こすと次々と掘り起こすこととなった。
- ④ 仮埋葬した遺体を2ヶ月前後で掘り起こす。棺が壊れている、遺体に泥が付着している、遺体から水が出ている、臭気がひどい等、問題が多く、持ち込まれた火葬場では取扱いに困った（圏外に持ち出した改葬は少なかった）。仮埋葬と言っても改葬扱いであったため、火葬料金が半額程度であり、火葬料金等を収入源としている指定管理者としては歓迎しない遺体となった（取扱いに困る、台車が傷む等）。
- ⑤ 結局、土葬が嫌われたのではなく、文化として葬るとは火葬で焼骨にすることであり、時間をかけて土に還すことではなかった。したがって、火葬場に空きが見られた時に、たとえ土葬の中途半端で遺体が最も醜い時期であっても掘り起こし、改葬したと思われる。墓埋法で土葬を禁じているとの誤解もあったと思う。

#### (5) 物資の不足

- ① 発災直後から火葬に必要な物資の不足があった。棺、骨壺、納体袋、ドライアイス等。
- ② 自家製棺のサイズがいろいろで火葬炉に入らず、棺を入れ替えた。棺が入手できず毛布に包んだまま、あるいは納体袋で火葬した。
- ③ 安置所での検死にも時間がかかり、火葬場に持ち込まれた時点でかなり傷みが出ている遺体が目立った。時期も3月4月と徐々に暖かくなり、ドライアイスの不足が顕著となった。
- ④ 発災直後から断水となったため、生活用水が確保できなかった。急きよ、仮設トイレを手配した例もあった。

#### (6) 県の役割（火葬場、業者組合等との連携等）

- ① 火葬場間の連絡については、これまで形成されていない（宮城県では10年前まであった）ので職員にイメージがないが、ヒヤリングをするうちに火葬場間の連絡協議会の必要性を感じてきた。日常的に火葬場間の連絡が取れるように、県が仲介すべきであろう。
- ② 被災地では、使える火葬場、使えない火葬場の情報整理を葬祭業者が行ったが、この作業は業者が火葬場の予約を取るという作業（商売）の一環である。公平公正に処理するためには、平素から、県が中心となった業者支援システムの構築が必要である。
- ③ 市町村担当者、火葬従事者が県に求めるものについては、「住民との接触がない県職員と住民と直接接触する市町職員には温度差がありすぎるので、市町村に出向いた際の対応

に注意してほしい」、逆に「県の出先がある市では、県との連絡等がスムーズにできた」等、いろいろな意見があった。

- ④ 県は、保健衛生施設等の災害復旧事業という補助があるため、火葬場の被害状況を把握するよう努めた。通信状況が最悪なので、直接職員を派遣した。この状況把握から稼働できる火葬場、不足資材（燃料、棺等）を把握し、被災地市町村に情報を提供している。なお、火葬場の設備の被害は、保健衛生施設等の災害復旧事業により 2/3 補助で修繕できたが、範囲が限定された。
- ⑤ 遺族が負担した火葬料金等は、災害救助法に基づき全額が補助された。補助の範囲は、火葬料金、棺、骨壺、遺体搬送料、ドライアイス、遺体保管料であり、上限額（岩手県では、大人 12 歳以上 201,000 円、小人 12 歳未満 160,800 円）があった。また、葬儀に係る式典費用（祭壇、供花等）、葬儀参列者用車両費等は対象外であった。

## F-2 各委員の報告

以下にヒヤリングに参加した各実行委員のレポートを示す。

検討委員兼実行委員会副委員長 横 田 睦

### ① 福島県原町斎場

●火葬炉の運転は 24 時間対応した。昼は指定管理者が対応。夜は市の職員が対応。

各々 5 名、5 名で対応（平素における火葬業務では 4 名）。内訳は経験者 2 名が 1 組となり対応。2 組が交互に休息を取る。1 名はサブスタッフ。

なお、火葬炉は 4 炉あるが、台車は 1 炉につき 2 台ないと、火葬炉の効率的な運転を阻害することになる（バッテリーに支障をきたして苦勞した。自動車のバッテリーなども流用しながら騙し騙し使ったのが実情）。また、火葬炉の最大回転数は 1 日に 8 回（＝4 炉あるから 1 日 32 体。など、当該火葬場より提供された「火葬炉別稼働状況」では、26 体－3 月 31 日－という日もある）に及んだ。

平素の火葬業務では、運ばれてくる遺体は 3 体程度。1 炉 1 回転未満である。

●遺体は身元が明らかで遺族が搬送してくる分が午前 9 時、午後 1 時半、午後 3 時半に各々 4 体。この他には一特に損傷の激しい遺体、腐敗の進行した遺体などは一警察が人目に触れぬようにして、夜間に 1 回につき 3 体程度運び込んできた。

●原町斎場の対象エリア人口は（かつては）7 万 1 千名。現在では 6 万 6 千名程度。火葬の受付などは電話、インターネットに拠らざるを得なかった。しかし、インターネットは寸断され、電話についての被害はなかったが、多くの市民からの問い合わせのため、市に照会しようとしてもパンク状態だった。

●被災時前年の平成 22 年に災害対策訓練を行っていたので、参考になった。

●火葬場は昭和 23 年に開設された。その後、炉が小さく、大型化を図る必要が生じたことから、過去の炉の修復・修繕が行われる都度、大型化の改善に努め、罹災時にはすべての炉の大型化は終了していた。

●火葬費用一「市内 14,500 円」「市外 50,000 円」であるが、他日「災害救助法」による補助が出るであろうことは間違いないと考え、その適用がなされる前に、当初の段階の 3 月 12 日から 7 月末までの、ほぼ 5 ヶ月分の火葬は無料で行った。

なお、身元が明らかになっている死体、通常の火葬業務にかかわる死体は市民課を通じた形での火葬であり、それらの料金徴収は市民課が行なった。但し、身元不明に関しては、警察を通し、市の福祉部門からの要請であるので、それらの料金は別途、福祉部門に行なった。

●津波による死亡者はほぼ 800 名を数えた。当初は身元が明らかになった死亡者は遺族に引渡し、身元不明者についても、「なるべく遺族が見つかるまで対応をしよう」という考え方であった。しかし、次第に腐敗が進んでしまったことから、3 月 21 日より、身元不明者についての火葬も行うようになった。

3 月 12 日から 4 月 30 日まで約 750 体の死体を火葬。これは平素における火葬業務のほぼ 1 年分にあたる。

身元不明者について、納める柩、ドライアイスや骨壺、などは警察にて、その独自のネットワークにより手配した。

また、仮埋葬については土地も確保し、3 月 15 日、16 日には火葬場の燃料も尽きかけつつあったので、市営墓地内の県有地が候補に挙がり、県からも許諾は受けた。しかしながら、当該地を墓地として整備し、死体を埋葬するための重機の燃料が確保出来なかったため、断念された。

火葬場の燃料については、ガソリンスタンドに連絡して、無くならないうちに、予め火葬用の燃料を 4 t（火葬時には 1 体あたり 40ℓ）積みタンクローリーを手配してもらった。しかし、綱渡りの状況であった。

●平素の火葬業務については、死亡届を受理した市民課にて、火葬許可証と併せ火葬費も受理した上で、火葬場に死体の搬送—火葬日時を遺族に伝えている。つまり、当該火葬場の業務スケジュールも市民課で管理しているということである。

なお、今般に罹災（津波）被害者の死体については、洗浄等、一次処理が行われた後に高校等の体育館に運び込まれた上で検屍が行われた。

●既に述べた通り、平素における火葬業務のほぼ 1 年分にあたる。従って、火葬炉の損傷は極めて甚大であり、4 炉で 3,000 万円になった（但し、2/3 は国からの補助が出た）。これは通常のメンテナンスの倍以上の費用である。それは、通常メンテナンスに行われる化粧板、炉内セラミックの張替えのみならず、再燃炉、煙道など火葬炉の設備全体の補修が必要とされたためである。

●当該火葬場では、津波や地震による罹災に加え、原発の問題から、遺体を他、外部の火葬場に委託することは考えられなかったし、他、外部からの応援も期待することができなかったという。

## ② 福島県一里壇斎場を訪問。

●平成 8 年に開斎。通常、年間 500 体程度。昭和 59 年から施設は運転されていた。

●3 月 12 日に市長から、「24 時間体制で取り組んで欲しい」との指示が、組合管理者に伝えられた。

●対象となる人口は、計 4 万 7 千名。火葬料は各々に分けて請求（管内 2 万円）。また、身元不明者も含め、管外より依頼を受けたもの（管外 4 万円）については当該市町に請求を行なった（市町は県に、そして県は国に請求）。

平素は火葬場で徴収。その日のうちに市の会計課に納める。

これらの請求については 3 月 12 日時点で市の判断によって先行して行われていたが、後になり、福島県より「(略称)火葬費用の精算について」(23 健 124 号平成 23 年 4 月 7 日)にて文書化された。

●罹災したもののインフラについては概ね問題はなかった。ちなみに燃料は地下タンクに 2kℓを常備、火葬炉については過度の負担の為、状況の混乱が落ち着くまでグリスアップなどによって、騙し騙し運転する状況が続いた。

●稼働状況について、通常は「9:00-3 体」「13:30-3 体」「15:00-3 体」である。しかし、罹災時には火葬が終了するのは 24:00、25:00（午前 1 時）であり、友引も関係なかった。

●土葬については話にも出なかった（⇒「そもそも一部事務組合の性格上、そうしたことを検

討するのは馴染まなかったのでは」との意見が他の参加者から意見が出た)。

●一般の火葬については市民課にて受け付け。被災者については、業者が火葬場を割り振り、身元不明者は、生活環境課、社会福祉課が火葬に立ち会った。

### ③ 会津若松市斎場を訪問。

本火葬場等の基本的事項―受け入れは1日10件。11件目の照会を受けた場合、11件目は翌日にまわす(1日に10件以上の火葬業務は行わない)。午前10:30-2体、午前11:30-2体、午後0:30-2体、午後1:30-2体、午後2:30-2体。合計10体。特に、午前10:30の当日初め分の火葬に際しては、火葬場で午前8時より告別式が行われる(こともある)。

この地域では、火葬(の際の告別式)は30~40名が立ち会う。ちなみに同じ福島県内においても、福島市では「火葬」⇒「告別式(葬儀)」という形で行われ、会津若松市では「告別式(葬儀)」⇒「火葬」という順で行われる。

火葬場の受け入れは遺族から葬儀社、葬儀社が市民課に確認(死亡届の提出、火葬許可証の交付もこのときにおこなわれる)。葬儀社は、その結果(火葬場が使用出来る日時)を伝える。午後5時以降は警備員が対応。但し、間違いが無いかどうか、翌朝、市職員が確認。

●当日の震度は5強。原発被災者受け入れについて、除染は、既に現地で行われているものと考え、火葬場では特に対応もせず、調査も行わなかった。また、火葬業務に従事する職員も特に懸念することもなかった。

●事前に照会されていた「東日本大震災における火葬場の被害及び復旧状況」では、火葬場における被害の詳細について述べた。ただ、当市においては、基本的には火葬業務、あるいは、火葬場の運用に支障を来すような大きな被害を受けることは無かった。自家発電では、6炉のうち、4炉までは対応可能になっている。利用燃料は軽油。

但し、携帯電話は使えない(3月いっぱいの間)、あるいは、非常に使い難かった。固定電話に関して支障は生じなかった。

ガソリンは不足し、市民のなかには新潟まで給油に行ったという話も聞いた。火葬場では、職員は自転車を使ったりした。

計画停電については予定・予告はされたが、実際には行われなかった。

市内では山の手で若干のひび割れが生じたものの、市街部に関しては、総じて大きな被害・罹災者はなかった。但し、罹災の状況を確認に行き、そこで事故に遭い、亡くなった市民が1名いる。

●「市民と被災者の斎場利用件数の比較」では、平成23年の「3月」~「7月」まで、「被災者」の件数合計は94件となっている。

●県からの通知を踏まえ、市外からの被災者も引き受けた。

その際、受け入れる条件として、「被爆者である場合、火葬場の職員が、安全に業務が行える状態にすること」を挙げた。

これは単に要請しただけであり、そうした処置が行われているかどうか特に確認をしなかった。県内において遺体安置所に収容されていたのは、平成23年3月20日時点で、626名だった。

●身元不明の死亡者については、その死者が発見された場所の役所の職員が立会い、身元が明らかになった場合には遺族が(火葬に)立ち会った。

当市での身元不明者は2名であった。これらは市営の納骨堂におさめられた。

●県より要請を受けたものの、火葬場のキャパシティや人員の確保の問題から、前述した通り、1日における火葬件数は10件に留めた。なお、被災対応後、火葬炉については、特段のメンテナンスは行っていない。通常行われる年1回のメンテナンスに留まる(予定である)。

また、過去において特に防災訓練は行ってはいない。



火葬炉を運転するには専門性が求められる。このため、仮に増員しようとしても、これを確保することが難しいことから（退職者が2名）、火葬場の職員体制は従来の8名体制で臨んだ。時間外で対応した場合もあったが、それでも午後5～6時には終了した。

#### ④ 福島県須賀川斎場を訪問。

通常の火葬業務等については、対象人口数は9万5千名。年間の火葬件数は1,000件程度。受け入れ方法は組合で管理。インターネットを活用している。受け付け時間；午前8:30（午前9:30）。午前10:30。午前11:30。午後1:00。午後3:00。⇒（ ）は多い際の対応。特に冬場。12月は月に100件をこえる。

会葬者は多い。100名程度になることも珍しいことではない。⇒火葬手順（例）・仮に午前8時に受け入れたとする。午前8時から午前8時45分＝炉前での読経。午前8時45分～午前9時45分＝火葬。午前9時45分～午前10時15分＝拾骨・帰路。⇒基本的には2時間単位。このため、火葬場の終業時刻は午後5時を過ぎてしまう。

1体、火葬を行うのに50～70ℓはつかう（灯油使用）。

燃料は20ℓ単位で補充。タンク内の残量が30ℓを割り込んだ際に新たに20ℓを補充。

●3・11時に当地で計測された震度は6強。

施設、あるいは電気等インフラに関して影響はなかったが、火葬炉を固定させているアンカーボルトがずれてしまい、火葬炉は使えなくなった。ただし、これは今般の震災のみが原因となっているというより、昭和58年設置の炉であり、震災以前より、更新時期と考えていた。（火葬炉の老朽化に加え、年間1,000件の火葬を行うには、現行の3基では限界であり、本来は5基に増設したいところである。）

しかし、当斎場の近くには一級国道が通り、文教施設（学校）もあることなどから、炉や建家の改修などについては、都市計画法上の規制等から実現化させるには困難が多く、懸案のままになっていた。

何れにせよ、火葬場の機能が全面的に停止してしまったのは事実であり、これは東北における火葬場の中でも、当斎場のみのことではないかと考えている ⇒ その間、職員を他の火葬場に支援に行かせることはしなかった。また、岩手県より、支援要請の照会があったものの、本火葬場の稼働が可能になった際、直ちに対応出来るようにする意味からも、職員は待機させ、県からの支援要請には応じなかった。

この間の火葬の依頼については平素から情報交換をしており、使用料も安かったことから近隣の火葬場に廻した（50件ぐらい）。なお、その際の差額分は組合が支払った。

●一部の火葬炉の修繕などが済み、当斎苑が稼働しはじめたのは3月23日、全面稼働をはじめたのは4月25日であった。本来であれば、これら火葬炉、火葬場の修繕には、その事業規模から鑑みて、競争入札すべきであるという意見もあったが、随意契約となった。

費用は7,332,000円かかり、その2/3、4,909,000円は国庫による助成を受けた。

実行委員 熱海 周一

調査は、平成24年11月19日から平成25年2月22日までの期間にわたり、被災した岩手県・宮城県・福島県にあった86火葬場施設の中から4基以上の火葬炉を有する28施設、並びに行政機関として宮城県庁、関連機関として宮城県葬祭業組合へ直接訪問して行った。対象施設等では、施設の現状を把握すると共に震災後の火葬施設の被害状況、再稼働までの行動及び遺体の埋火葬に関する情報について聞き取りした。

質問の内容は、①震災後における被害状況及び復旧状況 ②震災後の火葬に関する支援要請又は支援受入の状況 ③震災を経験したことによる災害対策への変化 ④他の火葬施設に参考となる経験・アドバイス ⑤国・県の火葬施設に対する支援の在り方等である。

被災地を訪れると瓦礫は無くなったものの、津波の凄まじさは震災後2年を経ているが至る所に大きな爪痕を残していた。被災3県の沿岸部の中でも、特に宮城県沿岸部の被害が甚大であり、火葬場においてもそれが明らかであった。これに対して、内陸部と震源地から離れた地域の施設では、一部に損傷があったものの稼動が可能な状況であった。

宮城県沿岸部に存在した施設では、ほぼ全壊した施設やしばらくの間支援の手が届かない施設も認められ、再稼動までに相当の苦労が強いられていた。また、多くの犠牲者が出た被災地域では、日に日に遺体の損傷が激しくなり、仮埋葬（土葬）の案が出る中、火葬場の再稼動は急務となった。

しかし、火葬場の復旧には施設の補修に加えて、燃料・電気・水道の確保が大きな障害となっていた。その中でも、施設担当者からは何よりも安定した燃料の供給を望む声が強かった。このような困難な状況下において、震災直後から火葬場に入り、施設の修繕や火葬業務の手伝いをした炉メーカーの献身的な支援がより早期稼動に繋がったとの声も聞かれた。

一方、自治体の対応では、日毎に遺体が多くなり火葬が間に合わない状況になってきたため、他自治体や地域への火葬依頼や仮埋葬（土葬）の検討に入った。被災した沿岸部の自治体では、仮埋葬として土葬を行えば現場に混乱が生じると考えられ、火葬または土葬かの判断には時間が制限される中で大変苦慮された事情が読み取れた。

時間の経過によって止むに止まれず被災自治体では、多かれ少なかれ他地域での火葬を行っており、その判断の決め手は遺体の数によるところが大きかったと思われる。

自治体担当者の中には、「混乱の状況下において何をしたらよいか判らなかつた。こんな時コーディネーターしてくれる人が居れば非常に助かる」という切実な訴えも聞かれ、平常時から組織的で具体的な対策の必要性が示唆された。

また、今回の調査ではさらに、災害時の火葬窓口の一本化・火葬料金・時間外の取扱い・火葬スタッフの確保・遺体の運搬・連絡通信の確保等、多種多様な課題が挙げられ、今後の対策に向けての貴重な情報が得られた。

近い将来南海トラフによる大地震や東京直下型地震の発生が予想される中、今後の火葬を取り巻く環境を考えた場合、県内の火葬場ネットワークはもとより、自治体・火葬場・葬祭業界・炉メーカーによる広域的な火葬ネットワークづくりの構築が必須と考えられる。

今回聞き取りした火葬場の中には、当時まだまだ受け入れに余裕が認められた施設も存在したことやコーディネータの明確化など、広域的なネットワークが確実に構築していれば火葬対応が大きく変わっていたと推測された。

限られた時間での今回の調査は、事務局による効果的な事前準備が進められており、移動も含めて順調に行われた。

実行委員 栗山 茂

#### ① 宮城県庁

- ・広域火葬計画は、無かつた。
- ・生命のある人優先。
- ・厚生労働省からの埋火葬許可に対する特例措置の通知には、助かつた。
- ・仮埋葬に係る手順の作成配布。燃料・棺・ドライアイスの手配。（県手配、国支給）

- ・ご遺体の埋火葬については、市町村が計画・執行にあたり、県はバックアップ。
- ・被災していない地域へ依頼。
- ・ご遺体の搬送に苦労した。ご遺族が手配、単体で。身元不明遺体は、複数搬送。
- ・土葬の考えは無く、あくまで仮埋葬。

## ② 仙台市葛岡斎場

- ・地震発生当日は、友引であり、火葬件数も少なく、発生が午後であった為、自家発電機で火葬途中の分も終了できた。
- ・建物に損傷はあったが、火葬炉に被害は無かった。
- ・ライフラインは、寸断したが復旧は早かった。
- ・再開までに、施設の点検等 3 日を要した。
- ・電話不通—衛星電話を使用。予約システム停止したため窓口で対応した。
- ・火葬場の使用については、葬祭事業者連絡協議会組合員には協議会で、それ以外には仙台市が連絡。1 事業者 3 体迄。他市割当（日）4～15 件。
- ・燃料の確保できた分だけの火葬。通常 Max48 件、被災者対応 Max60 件（20 基 3 回転-3 時間延長）
- ・使用料当初 3 日間徴収したが、のちに返却した。

## ③ 仙南地域広域事務組合あぶくま斎苑他（2 市 7 町 7 施設）

- ・進入路の裏面崩壊、レンガ破損（震度 6 弱）
- ・3 日後から再開—職員の泊り込み（通勤車両の燃料不足）
- ・燃料、水が不足。
- ・火葬受付窓口は、事務組合の事務所 1 ヶ所にした。
- ・被災遺体と、一般火葬との割振りに苦心した。
- ・火葬時間受付延長、火葬炉使用回数の増加はしていない。

## ④ 名取市斎場

- ・8m の津波に襲われ、火葬炉使用不能、斎場は瓦礫に埋没した。
- ・従事者 3 名が流されたが、救出される。
- ・6,000ℓ（120 体分）の地下タンクの燃料が無事だった。
- ・市長方針として、火葬場の復旧を早期に実現し、仮埋葬無しのご遺体の火葬をかなえた。
- ・姉妹都市を結ぶ、山形県上ノ山市や仙台市斎場、東京都に応援を求め、火葬炉応急復旧までの火葬を賄う、14 日目 2 炉を運転する。1 炉 5 回転の火葬を進めた。後 4 炉とし、8:00～18:00 無休にて稼働。
- ・県内の斎場の連携はとれなかった。
- ・被害深刻度合いにより、通常の運転範囲以上の増強が図れない。
- ・ご遺体の安置と火葬の受付は、葬儀社が担当した。
- ・ご遺体の安置は、葬儀会館・ボーリング場跡の建屋を使用した。
- ・火葬炉の復旧、火葬の割振り、ご遺体の搬送は、民間業者が担った。

名取市は火葬場自身が津波に飲まれ、犠牲者も非常に多い地域である。しかし、早期に火葬場の復旧を目指し、ご遺族や犠牲者のために火葬にて葬ることを決めた。

そのなかで、近隣非被災地域の応援手助けが必要であることと、被災初期には超法規的措置で乗り切ることが必要と感じた。

今回、宮城県庁から仙台市周辺の斎場を 2 日に渡り訪問し、震災当時の状況や火葬施設の対応

について聞いたが、次のような課題がある。

a. 被害の状況の把握。

被災により、電話が不通となる。そのため、被害状況の把握ができず、現地に担当者が出向き直接被害状況を確認・報告しなければならなかった。死者の数も集計に数日掛かり、1日2日の状況で、予想しなければならなかった。行方不明者の捜索、収容には、身元確認を含め、大変な労力が必要で、ご遺体の傷みの進行具合も考慮しなければならない。対策本部の構築や本部に情報を集約した上での、行動も大事だが、情報が交錯したり、指示がなかなか下りない場合は、自分の判断で行動できる方策が必要である。

b. 施設の復旧、燃料の確保。

火葬施設については、早急な稼働が求められる中、電源と燃料の確保に困難を要した。

施設の被災状況の把握、応急処置にて火葬が再開出来る態勢に修復しなければならなかった。炉メーカーの支援で、操作に係る人員も確保できた。今回訪問した施設では、被災されたが、職員の欠員が無く、復旧にあたれたことが幸いしている。

c. 火葬能力の検証。

火葬炉基数は人口比率によって設置されるため、自然死を超える火葬能力は殆どない。被災者のご遺体を火葬するためには、通常の火葬能力を超えた稼働が必要である。10時間で5回転の使用が行われた実績もあるが、施設の傷みを伴う。よって、搬送可能な広域での火葬支援が求められる。しかし、遺族にとっては、地元での火葬を望まれる意識が強い。

d. 他地域への火葬応援の依頼。

近隣地域への火葬依頼は、施設火葬予約の空いている範囲での協力が留まっていることが多い。遠隔地からの支援の声はあるが、搬送が難しい。

e. ご遺体の安置。

公共施設(学校の体育館や公民館)に、安置された。避難所と併用し、スペースも限られる。民間の葬儀会館、廃墟になった大規模民間施設(ボーリング場)などの協力を得た。火葬待機において、ご遺体の傷みの進行を考え、仮埋葬が行われた。棺やドライアイスの調達には困難を要し、国の何らかの支援が必要である。

f. 火葬受付のシステムの構築。

停電により、コンピューターによる自動受付システムは停止。電話による受付も不通。窓口受付のみの対応となった。葬儀業者の連携や住民の節度ある姿勢により、火葬予約において、割当の不満は有ったが、利用者の理解で騒動などは起らなかった。早期の埋火葬に対する特例措置の通知や情報の提供が実績として認められる。ご遺体の傷み具合から来る腐敗臭は、一般の火葬場利用者にとって、共有できるものではなく、利用時間の配分が悩んだ点だ。

g. ご遺体の搬送。

ご遺体の搬送には、霊柩車という特別な車両が必要になる。全国から応援は有ったが、1体毎の搬送であり、車両数は不足した。身元不明のご遺体は、複数積載した。他府県の受入は有るが、搬送手段に困った。

以上から、被災地域においては、動ける者が、一人でも多くの命を救うための行動が必要である。その為には、避難場所や避難経路を日頃から確保して置くことが重要だし、事が起こった時に昼夜を問わず動ける知識・心構え・身構えが必要である。

死者が多数出た場合、埋火葬に至るまでの法的手続きは、阪神淡路や東日本の震災で明らかのように、特例措置で対応しなければならない。ご遺体については、火葬待機出来る日数も限られる。